

大阪商業大学における競争的研究費に係る間接経費の取扱方針

制 定 平成31年4月1日

最近改正 令和 4年4月1日

(目的)

第1条 この取扱方針は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）令和3年10月1日改正」（以下「共通指針」という。）に基づき、大阪商業大学（以下「本学」という。）における競争的研究費に係る間接経費の取り扱いについて、必要事項を定める。

(定義)

第2条 競争的研究費とは、文部科学省等の各府省、日本学術振興会、国立研究開発法人等の公的機関から配分される競争的研究費をいう。

2 間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的研究費による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(使途)

第3条 間接経費は、次の事業等に充てるものとし、具体的な使途は別表のとおりとする。

- (1) 本学全体の機能向上及び研究者の研究開発環境の改善事業
- (2) 競争的研究費による研究の実施に伴い必要となる管理等経費

(繰り越し)

第4条 間接経費は、原則として翌年度に繰り越すことはできない。

(間接経費の譲渡・返還)

第5条 研究代表者及び研究分担者は、競争的研究費に係る間接経費を受領後速やかに本学に譲渡しなければならない。

2 研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、当該競争的研究費拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに基づき準拠する。

(実績報告)

第6条 本学は、間接経費を毎年度の使用実績に応じて、当該競争的研究費の配分機関に定められた期日までに報告する。

(執行及び管理)

第7条 間接経費の執行及び管理は、最高管理責任者（学長）の責任の下で計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。

(取り扱いの変更)

第8条 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合は、本取扱方針も随時見直すこととする。

附 則

この取扱方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

間接経費の主な使途の例示

本学において、競争的研究費による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

1 管理部門に係る経費

(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

2 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

(3) 特許関連経費

(4) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(5) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(6) 設備の整備、維持及び運営経費

(7) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(8) 図書館の整備、維持及び運営経費

など

3 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や本学の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。